

公立大学法人福岡県立大学教員報奨金規程

法人規程第 16 号
平成 18 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人福岡県立大学職員給与規程（平成 18 年法人規程第 18 号。以下「給与規程」という。）第 32 条に基づく報奨金（以下「報奨金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 報奨金は、教員の教育研究その他公立大学法人福岡県立大学（以下「本学」という。）の業務に係る成果に報いる制度を設け、その質の向上に向けた努力等を奨励することにより、本学の教育研究の活性化及び本学の目的の達成に資することを目的として、支給するものとする。

(報奨金の額等)

第 3 条 報奨金の種類、支給額及び対象者は、別に定めるところにより行う個人業績評価に応じて、次のとおりとし、毎年度理事長が定める。

種類	支給額	対象
A	27%から 134%の範囲内で理事長が定める率を勤勉手当基礎額に乗じた額	前年度の勤務実績に係る個人業績評価の結果が A 以上(5 段階評価のうちの最上位の区分)である者。
B	14%から 27%の範囲内で理事長が定める率を勤勉手当基礎額に乗じた額	前年度の勤務実績に係る個人業績評価の結果が B 以上(5 段階評価のうちの最上位の次の区分)である者のうち、A の報奨金が支給される者を除いたもの。

2 前項の表の支給額の項に掲げる率は、毎年度定める。

3 報奨金は、予算の範囲内で支給するものとする。ただし、支給要件を満たす教員がないときは、支給しない。

4 報奨金の対象者には、個人業績評価の対象となる期間中に、公立大学法人福岡県立大学職員就業規則（平成 18 年法人規程第 10 号）第 39 条に規定する懲戒処分を受けた者は含まないものとする。

(支給の時期)

第 4 条 報奨金は、給与規程第 25 条第 1 項第 2 号に規定する日に支給する。

(その他)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、この規程に基づく報奨金は、平成 19 年度から支給する。